

平成28年 第72回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成28年 9 月20日（火曜日）

議事日程（第 4 号）

平成28年 9 月20日 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 藤 原 裕 和	7 番 小 寺 俊 輔
2 番 藤 原 日 順	8 番 松 山 陽 子
3 番 山 下 皓 司	9 番 三 谷 克 巳
4 番 宮 永 肇	10 番 小 林 和 男
5 番 藤 原 資 広	11 番 廣 納 良 幸
6 番 藤 森 正 晴	12 番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課長
副町長 細 岡 重 義 藤 原 登志幸
教育長 澤 田 博 行	建設課長 真 弓 俊 英
町参事 野 邊 忠 司	地籍課長 児 島 則 行
町参事 谷 口 勝 則	上下水道課長 中 島 康 之
総務課長 日 和 哲 朗	健康福祉課長 大 中 昌 幸
総務課参事兼財政特命参事	会計管理者兼会計課長
..... 児 島 修 二 山 本 哲 也
情報センター所長 藤 原 秀 洋	病院事務長 藤 原 秀 明

税務課長	和田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏	藤 原 広 行	
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松 田 隆 幸
	田 中 晋 平	教育課参事兼地域交流センター所長	
地域振興課長	石 堂 浩 一	児 島 浩 一	
地域振興課参事兼観光振興特命参事			
	山 下 和 久		

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

大変気になります台風16号ですが、こちらのほうにも接近しているという情報が入っております。また、その影響で大雨警報が現在発令されております。今後の情報に注意しながら本日の会議を開きたいと思っております。今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第72回神河町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日は、手話サークルあおぞらの御協力を得ておりますので、皆様方に御報告させていただきます。

それでは、早速日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき質問、答弁合わせて60分以内となっていますので、御了承願います。また、60分を過ぎますと、質問中、答弁中にかかわらず議場内ブザーによりお知らせし、議長により発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと議会基本条例第12条第1項において定めています。同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができるのと議員に反問できることを認めています。また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たっては要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないとも定めています。いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、10番、小林和男議員を指名いたします。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） おはようございます。10番、小林です。本日は、1つ目に、手話奉仕員養成研修の実施を、2つ目に、移住者促進に農地売買の規制緩和を、3つ目に、県道8号線加美穴粟線、坂の辻トンネル看板設置状況はという質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目の手話奉仕員養成研修の実施についての質問に入ります。

手話奉仕員養成研修事業とは、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方々の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障害のある方々との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成、研修する障害者総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つです。

さて、我が町には、聴覚障害者を支援するための手話サークルあおぞらというグループがあり、毎週金曜日の午前10時から手話の勉強会が大河内保健福祉センターで行われています。私も時々ですが参加して手話を習っておりますが、手話サークルのメンバーは高齢化してきており、現状のままでは将来への継続に不安を感じるころです。この状況を乗り切るために、手話奉仕員養成研修事業を我が町でも実施いただくことを望みます。これにより町内の多くの方々が手話を習得し、手話サークルのメンバーがふえ、どこでも手話による会話ができるようになれば幸いです。いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の1番目の質問にお答えさせていただきます。

小林議員御指摘のとおり、意思疎通支援を行う者の養成については、障害者総合支援法が平成25年4月に改正され、手話奉仕員の養成について、市町と都道府県の必須事業となっています。先進地事例としましては、兵庫県加東市において近畿の自治体で初めて手話言語条例が成立し、平成27年4月1日から施行されました。その後、淡路市、三木市などが続き、現在では県内9市1町で手話言語条例が施行されています。先進地の加東市では、手話推進会議を発足させるとともに、加東市ケーブルテレビ番組において手話ワンポイントレッスンの放送、出張ミニ手話講座及び全国手話検定試験対策講座などを実施され、広く住民の皆様には手話を周知されています。

加東市のような先進的な市町と同様の取り組みとはなりませんが、手話人口の裾野が広がるよう、神河町においても手話奉仕員の養成講座の開催について検討していきたいと考えています。

以上、小林議員の1番目の答弁とさせていただきます。

詳細につきまして、健康福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

○議長（安部 重助君） それでは、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課の大中と申します。どうぞよろしく申し上げます。

健康福祉課では、平成27年度において2名の方を対象に、12回、手話通訳者を派遣いたしました。手話通訳者については、先ほど小林議員が御紹介された手話サークルあおぞらのメンバーのうちのお二人です。手話サークルあおぞらは、現在13名が登録されており、平均年齢は約63歳です。公式な場所で手話通訳ができるのは3名と聞いておまして、平均年齢は56歳です。

町内の聴覚・言語・音声・そしゃく機能障害を持っておられる方51名のうち、健康福祉課で把握している日常的に手話が必要な方は6名程度です。現在、町内で必要な手話通訳者については確保できていると認識をしております。

あおぞらのメンバーの中に健康福祉課の嘱託職員がおりまして、平成27年度に兵庫県の手話通訳者試験に合格し、神崎支庁舎の窓口の来客者やメンズクッキングへの参加者などへの手話業務を行っているところでございます。

また、健康福祉課では、週4回、朝礼時にその職員を講師に3分間から4分間、生活に身近な手話の習得に取り組んでおり、職員誰もが自分の名前を紹介することができます。

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行により、平成28年度予算においては手話通訳に係る費用を教育委員会における社会教育事業、公民館事業においても必要な予算を計上しております。健康福祉課においては、それ以外の役場各課における手話通訳者費用もあわせて計上しており、平成27年度は12万円の予算でございましたが、平成28年度は19万2,000円を計上しております。

さて、市川町、福崎町の手話通訳の確保の状況については、各町では確保せず、必要な場合、兵庫県に依頼し、手話通訳者を派遣してもらっているのが現状です。手話奉仕員の養成については、厚生労働省カリキュラムにおいては40講座、60時間の受講が必要であり、期間については約1年、費用についても約100万円が必要であると考えます。大変長い期間、実施回数の多い講座となりますので、町内の皆さんへ募集をしても多くの参加者の確保は若干難しいなと私は推測いたします。養成講座の開催については、神河町単独で開催することも考えられますが、神崎郡3町で共同開催する方法や、ボランティア育成の観点から社会福祉協議会と連携し実施する方法などについて、今後検討していきたいと思っております。

以上、小林議員からの質問に対する詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長、それから大中健康福祉課長、健康福祉課

長は手話で自己紹介していただきました。ありがとうございました。課長の話の中では、市川町、福崎町よりか神河町は先進しているというふうなことは十分うかがえるわけなんですけども、この17日に多可町で手話に対する県の行った研修がありまして、それにあおぞらのメンバーの方が研修に参加されて、私はそのとき行けなかったんですけども、帰ってきて、私の家に、多可町では手話言語条例が制定されますよということで、コピーしたものをいただいております。ですから、市川、福崎はまだおこなっているようですが、東隣の多可町では随分と進んでおるようでございます。また、町長は実施する方向で検討するとおっしゃったんですけども、市川、福崎と同時に実施したいという思いもあるようですので、これは市川、福崎の同意を得るにはかなり時間がかかると思うのですが、私たちの思いとしては、一刻でも早く実施してほしいという思いがあります。ですから、費用も100万ですか、要するというふうなことなんですけども、29年度の予算計上の見通しとしてはいかがでしょうか。29年度に実施のめどが立つのでしょうか。そこら辺のところをお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。近隣町との調整はまだできておりません。少し意向を聞いたところでございます。今後、課長会並びに担当者と呼んで、どうするかという方向づけを考えていきたいと、そのように考えてます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） まだ今から話し合いというふうなことなんですけども、一歩踏み出してもらったということで感謝申し上げます。

この通告をしてから、手話に関することに、私、「手話ニュース」をずっと見ておりますので、その中であったことを2つほどこの場で紹介させていただきます。手話に関係しておりますので。

石川県では、加賀百万石の名所を聴覚障害者が手話を使って耳の不自由な団体の観光客に観光ガイドを実施していて全国的に有名になっている報道番組を見ました。

また、2つ目として、2013年、全国初の手話言語条例を定めた鳥取県が昨年始めた大会、高校生が手話の表現力を歌や劇で競う第2回全国高校手話パフォーマンス甲子園が鳥取県米子市でありました。そのときに秋篠宮の次女であります佳子様が開会式で挨拶に立たれ、聴覚障害者が暮らしやすくなるよう、手話に対する理解と聴覚に障害のある方々に対する理解が一層深まるとともに、大会がすばらしい思い出となりますことを願いますと挨拶し、全て手話でも表現されました。私が見たテレビは次女の佳子様が挨拶されていましたが、インターネットで検索すると、この大会の第1回目の挨拶に長女の眞子様が手話による挨拶をなされて、そのときに佳子様も同席されておられ、このたびの御挨拶となりました。皇族の方々も手話に関心を持たれておられ、うれしく思いました。

このことに何かコメントがありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 神河町の状況につきましては、最初の答弁でさせていただいたところでございます。あわせて、手話奉仕員の養成講座についてもこれから協議をさせていただきたいというふうに思うところでございます。小林議員のほうから全国的な状況について紹介をいただいたわけでございますけども、私も、去年でしたか、議会の場でも、この一般質問でやったと思いますけども、答弁させていただいた中に、兵庫県の神戸で、一昨年でしたか、手話言語条例も含めた集会がございまして、そちらのほうに行かせていただいたときに、加東市が兵庫県、近畿でも、取り組みはかなり遅かったようですが、条例制定したのは一番早かったというふうなことで、加東市長、そのほか神戸市長、明石、いろいろと来られておりまして、なるほどなど、神河町についてもそういった条例制定というふうな動きが自然とでき上がれば非常にすばらしいことだなというふうに思って帰ってきたところでございます。

なかなか一気にというふうにはならないかもしれませんが、隣の多可町で、人口2万人という多可町でそういった動きがされているということでもありますので、神河町ができないということはないだろうというふうに思っているところでございます。条例制定したから全て解決するというものじゃございませんけども、そういった気持ちがやはり重要だろうというふうに考えております。手話を言語にするという、そういうことでありますので、その意味を本当にしっかりと捉えていきながら、今後の政策に生かしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ありがとうございます。町長から手話言語条例にも前向きにというふうな御答弁をいただきました。

ちなみに、多可町は、預かっている資料によりますと、ことしの平成28年4月1日施行となっております。ことしから施行されております。ですから、条例もさることながら、手話の養成講座とあわせてよろしくお願ひしたい思います。また、養成講座が充実して、町民が手話に親しんで、手話がどこでも会話が通じるようになれば、条例を制定して初めて意味があると思いますので、いずれまた条例のほうも要望するかと思ひますけど、よろしくお願ひします。

これで第1問目の質問を終わります。2番目の質問に入ります。2番目に、我が町は、過疎化に対抗するため、地域創生の目標を立て、都市部から移住者をつなぐことで人口の増加を推進しています。そのような中で、田舎暮らしを望み、都市から移住される方々は、自分の畑を持ちたいと希望される例が多くあります。ところが既存の畑の多くは農地として登録されているため、我が町の状況として、農地の規制で一定の農地を耕作している農家でなければ新たに農地を取得することができません。

そこで、近隣の宍粟市で実施しているように、農家でなくても移住者には農地が取得できるよう規制緩和をすれば、田舎暮らしを始めようとする若者移住者への魅力として

注目されるのではないのでしょうか。

そしてまた、従来30アール以上の農家でなければ農地の購入はできないという規制は、越知谷地区と長谷地区が10アールに緩和されたが、これを全町域に拡大できないか。理由は、10アールの小規模でスタートした移住者でも農業意欲のある人が規模を拡大しようと努力すればその夢が実現する道が開かれ、就農意欲の励みになり、農業振興につながるのではないのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の2番目の御質問にお答えいたします。

昨年10月に策定しました神河町地域創生総合戦略では、基本目標2の「地域の魅力を高め、交流から定住へとつなげる」の中で、住みたくなる居住環境の整備として農地取得の下限面積要件の緩和を掲げております。

総合戦略は、人口減少に歯どめをかけることが最大のテーマであります。人口増減の要因は、出生と死亡による自然増減と転入と転出の社会増減の2つがありますが、特に転出者数に対して転入者を増加させること、転出を防止することが即効性のある施策の一つであることから、空き家の利活用や若者向け住宅の建築、家賃補助及び住宅取得支援などを展開しているところでございます。

小林議員御指摘のとおり、自然環境に恵まれた田舎に移住して、家庭菜園的に野菜をつくりたいと考えておられる方は多くいらっしゃいます。農地取得の下限面積を引き下げることによって移住者を呼び込み、空き家の活用と、農業を楽しみながら田舎暮らしを楽しんでもらいたく、アクションプログラムにおいて、農地取得の下限面積を30アールから10アールに緩和することや、空き家敷地の隣接農地の面積要件の緩和を掲げているところです。農地取得の下限面積は、新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田区に続いて、本年度、長谷地区においても10アールに緩和をいただいております。農業委員会において御議論をいただいた結果であり、感謝いたしているところであります。

今後も移住を推進する上で、農業委員会での御議論を重ねていただくよう働きかけてまいります。

以上、小林議員の2番目の質問の答弁とさせていただきますが、詳細につきましては、地域振興課長から御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

最初に、県下の農地取得の耕作下限面積の状況でございますが、30から50アールが基本の面積となっております。10アールの下限面積については、それぞれの地域の一部に限定されています。近隣市町でいえば、市川町、福崎町、加西市は、基本は30アールで、10アールの設定はありません。宍粟市は、基本は30アールで、山間地域

で10アールの設定となっております。一方、神河町においては、越知谷、猪篠、上小田、長谷地区において10アール設定となっております。

今回、農業委員会で長谷地区の10アール設定の協議の中でも、農地が細分化され、集積しにくくなる、耕作放棄地等になった場合に地区としても管理が難しいなどの反対意見もございました。また、耕作放棄地が少ない地区からは、10アールにする意味がない、しないと言われる意見があり、町内全域での10アール設定は難しいと考えております。

そこで、農業を始めたい方については、金銭的リスク、農地の購入とか農業用機械のあるなしなどでございます。それぞれの地域特性や生産作物等を考慮しながら、いきなり農地を購入するのではなく、まずは農地を借りて耕作することをお勧めしております。農地を借りて耕作すること、農地を購入して耕作することについては、農業振興にとっては余り差がないのではないのでしょうか。農地の経営面積を拡大する場合についても利用権を設定するほうが手続上簡単であります。耕作者にとってもリスクは低いと考えております。

次に、宍粟市や加西市で実施している空き家に付随する農地取得に関しては、耕作することが大前提であります。空き家に隣接する1アールの農地は耕作されるかもしれませんが、空き家から離れた農地は耕作されるかわからない場合もございます。現在、農業委員会の中で協議中でございます。

以上、小林議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長の答弁では、農業委員会にそのような働きかけをするというふうに言われたように受けとめたんですけども、課長の答弁では、それじゃなくて従来どおり、農業委員会には働きかけは無理というふうな御答弁に理解を受けとめたんですけども、町長の思いとちょっと温度差があると思うんですけども、ちょっとわかりやすく教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 私のほうからは今現在の農業委員会の状況等を説明させていただいたことございまして、ちなみにですけども、ちょっと宍粟市と加西市の状況を説明させていただきます。宍粟市が空き家つきの農地1アールを設定しておりますけども、空き家のほうの登録件数は8件ございまして、その中で商談が成立したのは1件でございます。それで、加西市はことしの7月から1アールとなっておりますので、まだ実績はございません。

そのような中で、農業委員会としても、まずは農地を守っていただくということが本当に大前提です。その中で、今も宍粟市とか加西市の状況も見ながら、神河町にとって本当にどれがいいのかなということを前向きに考えていただいている状況なので、答弁の中で非常に私の答弁は前向きではないと思われて、申しわけなかったんですけども、

農業委員会の中では今の状況等、委員さんも確認しておりまして、前向きな議論もされている状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 宍粟市の例が1件と、加西市では門戸を開いているけどまだ実施がないというふうなお話だったようです。実は、山田区で農地付きの空き家がありまして、空き家と農地をセットで購入して、移住を希望されている方がおられまして、規制緩和を待ち望みながら、既に横浜市から山田の希望される空き家の番地に住民票を移されておられます。希望者としては家と農地をセットで購入したいというところで、今のところ奥さんだけが住民票を山田に持ってきておられるんですけども、それが農地が買えて、いよいよここで住めるとなれば、主人も呼び寄せて永住したいという思いがあるようでございます。ですから、事実そういったことで住民票まで神河町に移されている方の希望を失うというふうなことは、農業委員会は農地を守るという大前提もあるでしょうが、町の人口をふやす、地域創生というふうな一方の見方で見ればいかななものかなと。地域創生のほうを私は優先したいと思うんですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かにそのような、以前、空き家バンクの関係は地域振興課で行っておりましたので、いろいろバンクに登録していただきたいという申し出もございました。その中で、本当に家の横に小さな農園程度の空き家なら非常にいいんですけども、物によっては2反とか2反5畝とかいうような、そしてまたは山林もついてくるような物件の相談もございました。宍粟市も加西市も空き家バンクに登録されてするのが大前提となっていますので、いろんな意味で、農地の条件というのはいろいろ変わってくるかと思えます。ただ、その中で、今も定住を町としても進めておりますので、その中で、農地をまず守っていただけることができるのかということも相談していきながら、本当にこれが一番いいんじゃないかなというようなことを考えて、前向きに本当に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今のお話の中では、農地を優先するのか、町の人口増加、地域創生を優先するのか、どちらを優先するというふうなことがわかりづらかったんですけども。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。私としては、どちらも大事ですので、農地も守りたい。そして定住も図っていきたい。両方考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今、既に住民票を移されていて、もう待ち望んでおられる方が事実おられますので、そういった方が諦めてほかへ移られるというふうなことも、今のところはそういうことはおっしゃってませんが、そういった懸念もありますので、何だめ、かにだめじゃなしに、それはだめなことはだめなんでしょうけども、そここのところをわずかながらの規制緩和をして、神河町はそういったことが可能なんですよということを全国的に発信すれば、神河町に住みたいという方がふえてこられるんじゃないかと思う。私は、農地を目的とした質問じゃなしに、移住者をふやしていくというふうな、主眼に置いて通告しておりますので、移住者が1人でもふえて、町の人口がふえて、町が創生できるというふうな観点の御答弁が欲しいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小林議員の発言、言わんとするところは十分私も理解するところでございます。農業委員会の事務局として、地域振興課農林業係が担当しております。地域振興課が農業委員会そのものではないというところは御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。行政と農業委員会はまた全く別のものでありますので、農業委員会を私どもがこうせよ、ああせよということも言えないという状況であります。農業委員会の目的は、神河町にある農地を守るという、ここを第一に置いているところでございます。そこで農地を守るということはどういった守り方があるのかということについて、小林議員が言われているような、空き家がどんどんふえていくと同時に農地も耕作放棄地になろうとしている。そこを利用したいという、農業をして田舎暮らしをしたいという方々に対してもう少し規制を緩和してもらえないかなということでもあります。農業をしたいということは、すなわち農地である土地を農業で管理をするということですから、そう考えれば問題ないわけですが、農業委員会としては、一番いかなのは、農地をいつの間にか違う形で利用をしていくということは、農地が農地でなくなってしまうということですので、そうなってはいけないという、その部分についての決まりをしっかりと法律で定めておりますので、そこの絡みを今後神河町としても地域創生という部分においてこれからも農業委員会にもお願いもしていかなければいけないだろうと、そういう部分においては地域創生担当としてのひと・まち・みらい課というところでいろいろな政策展開をしていかなければいけないということでもあります。そのあたりを御理解いただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長のおっしゃることで私も納得したわけなんですけども、何分にもよろしくお願ひしたいと思います。

このことに関しての全国的な動き、インターネットで見たわけなんですけども、徳島県では新たな過疎化対策の実現に向けて、徳島発の政策提言として、下限面積の設定に係る目的設定を緩和すること、都市部から過疎地への移住者等が家庭菜園等を目的に住宅と一体となった小規模な農地を取得する場合に限り、過疎対策の観点から、移住を促

進することを目的とする下限面積の設定を可能にすることと、全国的に移住促進に向けて農地法規制緩和措置を望む声が高まってきており、全国初として、県が国にこういった要望をされる、現在そういった動きがございます。ですから、国としても一極集中やなしに、地方創生、地方創生と言いながら、地方に都市部からの住みやすい環境づくりをしていくというふうなかけ声はしておりますけども、事実こういった農地法との絡みとか、いろんなところで支障になっている。農地法が今のところ支障になっている状況です。ですから神河町もそういったことを県に要望うんか、声を上げていただければありがたいなと思います。もしコメントがあればお願いします。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。地域創生の観点から申し上げますと、今、小林議員がおっしゃったとおり、やはり移住を促進していくということが非常に大きな課題でございますので、今言われましたような全国的な動きも踏まえた中で、こういった規制が緩和をされるようにという部分については私どものほうからも声を上げていけたらと思うところでございます。

いずれにしても、最終的には農業委員会との協議という部分がございますので、そのあたりについても今後も引き続き働きかけをしながらということで、移住促進に努めてまいりたいというふうにも考えております。

私どもとしまして、今、空き家バンクの運営をしておりますけれども、その中で、本当に小規模になりますが、家庭菜園的に農業を楽しみたいと言われる方の分については、空き家バンクの中でも家庭菜園が可能であると、あるいは不可能であるといったような情報も提供しておりますので、そのあたりがもう少しわかりやすいような形もあわせてできればなというふうにも考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 私の思いは伝わったようでございます。今後に期待しますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次に、3番目の質問に入ります。平成26年12月の一般質問で、県道8号線加美穴栗線の坂の辻トンネル実現促進の看板の設置を要望しました。答弁として、地元区長さんと相談して設置を進めるという答弁をいただいたのですが、その後の進展状況はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の3番目の御質問にお答えいたします。

このトンネル構想につきましては、防災面や観光面等、重要な位置づけとなっていることと理解しております。この県道8号加美穴栗線、坂の辻トンネルにつきましては、神河町と穴栗市の産業建設常任委員会の議員によります県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会におきまして、龍野土木事務所長と姫路土木事務所長へ要望しているところでありまして、また、県の社会基盤整備プログラムの見直しの際にこのトンネル計

画を入れていただくように要望もしているところです。

議会議員関係では、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会がありますけども、行政サイドでの連絡会は今のところございません。ただ、昨年度におきまして、宍粟市と神河町との交流会を実施いたしました。今年度においても現在日程調整中でありまして、今後も継続していく予定としております。

さて、看板の設置についてであります。設置場所など具体的に詰めていかなければいけないところもありますので、今後の課題とさせていただきたいと以前の一般質問の際に答弁をさせていただきましたが、現在、設置場所等、具体的な話はできていません。今後、地元区長様と相談しながら、新年度の予算化に向けて調整してまいります。

以上、小林議員の3番目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長の答弁は、まさに3年前の答弁と全く一緒で、今後、区長さんと相談するというふうなことなんですけども、3年前の一般答弁、このようにテレビで放映されておりますので、地元の方はごらんになって大変喜ばれて、期待しておられました。その後、ある方に出会うと、あのトンネルの話は進みよりもかいうふうなことを聞かれるんですけども、返事のしようがありません。ですから、3年前に区長さんとお話しなされて、その後、地元の感触はいかがなものかをお聞きしたいんですけども、どんな要望を県や国にするにしても、地元の盛り上がりのないところに予算は難しいと思います。ですから地元の熱意、地元の盛り上がりの声が予算をつける県のほうに通じていかないと、ただ文書で要望だけ上げてたのでは、大きな予算の必要なものなので、大きな事業なので、なかなか難しいと思いますので、まず地元が、宍粟市のほうでは看板上げてしているの、通行する者でもここはトンネルを要望していることやなというのがわかるので、宍粟市から、また神河のほうから峠を登っていくときにそのような看板が目に入れば、通行人とか、また地元自身にもそういった盛り上がりのきっかけになるんじゃないかというふうに思うんですけども、地元の反響はいかがだったのでしょうか。そこのところをお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 3年間、何も動きがないじゃないかということでございます。もうそう言われたらそのとおり、町の取り組みが甘いと言われても仕方ないというふうに私思っております。ただ、坂の辻トンネルにつきましては、以前より計画としては上がっていたというところがございますし、これまで一般質問等でも答えてきた一つとしては、来年度、平成29年12月に峰山高原スキー場が完成するという、そういうこととあわせて、さらに人の流れをつくっていくためにも、坂の辻トンネルというものをもっと強力に進めていかなければいけないという、その強い思いでございます。3年間何もできなかったという反省に基づいて、平成29年度予算においてしっかりと予算化して取り組んでいきたいということで、答弁もさせていただいたところでございます。

地元といいますか、地元の上小田区におきましても、それはもう大いに喜ばしいことでもありますので、地元区のほうからも常に要望は聞いているところでございます。あとは行政として具体的に取るか、取らないかというところであります。議会レベルではそういった協議会がございしますが、行政レベルで宍粟市との協議会がないということでもありますので、やはり議会と行政が同じ方向を向かなければ、兵庫県もやはり動いていただけないということも含めて、昨年度から宍粟市との協議に入っているところでございます。できるだけ行政レベルでの促進協議会設立も早期に立ち上げができるように私も努力をしていきたいという思いでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。少し政策的な部分からお話をさせていただきたいと思っております。

小林議員の御質問から少し外れるかもしれないんですけども、先ほど町長が申しましたように、この坂の辻トンネルの要望につきましては、数年前、知事の政策懇話会というものがございました際にも町長のほうから強く要望もしております。その際に、知事からは、要望し続けることは大変大切であるといったような御意見もいただいております。重要課題だというふうには位置づけてはいただいておりますが、県の財政事情ということもございまして、そこから具体的な進展はございませんでした。

そこへ平成27年の1月、峰山高原スキー場ということでお話が参りました。その中で、現在急展開をして、県のほうにかなり無理も言いながら予算もつけていただいていると。県のほうからは、神河町にかなり予算配分を重点配分しているということも含めて、他市町の方々への配慮もお願いしたいというようなことも言われていたところでございます。先ほどの町長答弁にもありましたけれども、これから29年の12月にスキー場オープンということで、かなり人の流れ、車の流れが変わってこようかと思っております。そういう状況をしっかりと見ていながら、さらに宍粟市のほうからの人の呼び込みのためのトンネル計画のさらなる具体的な協議ができるように、県のまた社会基盤整備プログラムの中にしっかりと位置づけていただけるように、これからも取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長、課長からもそれぞれ答弁いただいたので、大体理解しますけども、3年前にもこのことは言いましたけども、坂の辻トンネルが完成すれば、宍粟市からの通勤者が寺前駅を利用されるということで、播但線が今、福崎でとまっている便が寺前まで延伸できることが望めるんじゃないかと、そうなれば神河町から大阪あたりまでも通勤が可能だという住民さんの声がありますので、このトンネル一本のことだけじゃなくして、町の活性化、地域創生にもつながる大きな意味合いのあることなので、本当のことを言えば、上小田区だけじゃなしに町民全体の盛り上がりが必要なことなのです。ですから、知事とも直接要望されたとかいうことを聞いたんですけど

も、私たちが県会議員とか国会議員の先生方に接するときには必ず坂の辻峠のことを要望しております。ですから頑張れよという返事をいただいておりますので、期待しておりますので、とにかく要望のないところに予算がおりたりは絶対しないと思います。予算決めるのも人間ですから、予算配分するのも人ですから、人が熱意を持って、盛り上がりをもって、熱い思いで要望を続けてこそ、予算をつけてくれる人の心が動いて予算化されると思うので、とにかく、今の町長の答弁を繰り返しますが、29年度に看板だけは実施すると言われたと理解するんですが、そのところを確認を含めてお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） まず、看板の設置についてでございます。1回目の質問でも答弁させていただいております。地元区と協議をさせていただいて、新年度の予算に向けて調整をしていくということでございますので、そこでお酌み取りいただければというふうに思うわけでございます。

それと、総務課長のほうからも答弁ありましたが、兵庫県におきましては、1事業当たり1億円以上の事業については、10年間の社会資本整備計画を立てた社会資本整備プログラムがございます。それに基づいて兵庫県は事業実施をしているということで、10年なんですけど、5年ごとに見直しをするということでございます。そういう意味におきまして、坂の辻峠について、これも戦略的に要望も具体的に進めていくことで進めておりますので、そこはひとつ御理解いただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、私が最近、ここ三、四年前ですか、から言っておりますのは、やはりこの中播磨エリア、南北のライフラインといいますか、JRにしても国道にしても、播但道整備はかなり進んできていると、しかしながら、これからはもっともっと地域創生も含めて、東西の交流をもっと強化していかなければいけないということを常に申し上げているところでございます。東側、多可町との交流という部分においては、作畑・新田線から林道水谷線の舗装をしながら山を越えた多可町市原区との交流もしております。2年前からは多可町のラベンダーパークから丹波市に向けてトンネルもできましたので、丹波市、多可町、そして神河町との交流をしております。これからは宍粟市、そしてまた北の朝来市、そういった自治体とも交流をする上において、やはり坂の辻という部分はもっともっと強化していきたいという思いで県のほうにも要望もしているところでありますので、これは引き続き取り組んでまいりますこととお誓い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。丹波については3年間やってないということで、町長申しましたように来年度の予算に向けて協議してまいります。

それと、町長も言われましたように、昨年、宍粟市と協議したという中で、宍粟市の福元市長、それから県会議員も宍粟市におられまして、それについてこのトンネル化に

向けてやりましょうということで協議して、お互いの意思疎通を行っているというところでございます。

また、ことし、県民センターとの協議会の中で、岡本県民センター長、それから姫路土木事務所長も見えている中で、このトンネル化をどうしても行いたいというような強い要望をしております、そういう中で、今、町長が言われましたように、社会基盤整備というのは1億円以上ということになりますと、その計画についてきっちりと社会基盤整備プログラムにのせんと実行してもらえないということでございますので、それに向けて、その計画にのせてくださいという要望も、今、課長や町長が言っているとおり要望しておりますので、今後に向けてはそれぞれに力強く進めていきたいというように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 執行部それぞれの方に熱い答弁を語っていただきました。このたびの3点の私の質問は全て思いは伝わったようでございます。このことが実現するように熱く期待をもちますので、今後よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前 9時55分休憩

午前10時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ここで、先ほど台風情報を入手しましたので、防災特命参事から報告を受けます。

田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今現在の台風16号の状況について説明させていただきます。

現在、台風16号は、四国沖を東北東に進んでおります。今後、太平洋沿岸を進む予定でございます、本日の15時ごろには紀伊半島に達する見込みでございます。今後、雨が強くなる予想が出ておりますので、十分水位等、動向を把握しながら水防活動に努めてまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上、防災担当参事のほうから台風情報が報告されました。今後の情報に十分注意しながら会議を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、9番、三谷克巳議員を指名いたします。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。それでは、通告に従いまして、山間地域における農業施策について、2項目の質問をいたします。

まず、1点目でございますが、一昨年9月定例会において、現在の国の農業政策は農業経営基盤の強化を目指すもので、採算性を第一義に考えた農業経営になってくるので、山間部の生産性が低く、産業効率が悪い、また労働負担の多い農地は遊休農地、耕作放棄地になってしまう可能性がある、農地は国土保全、景観形成の機能もあり、とりわけ農地の貯水機能は重要で、災害防止のためにこれを保全しなければならないと私は考えております。このような観点から、山間部での農業施策について質問をいたしました。そのときの答弁は、国の統一的な考え方では神河町にとって不向きであろうと思われる場所等については町独自の農業振興事業を展開する必要があるとも思っていますとの回答でございました。また、昨年9月定例会においても農業振興、農地保全対策についての質問もいたしましたところでありますので、同じような内容の答弁を求めることになるかもしれませんが、この2年間における町独自の農業振興事業、そのためのシステムづくり、また具体的な事業展開についての取り組み状況、また進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、三谷議員の1番目の御質問にお答えいたします。

まずは、昨年9月にお答えいたしました特色ある農産物や生産方法の導入等につきましては、サンショウ、自然薯、薬用作物の生産推進を引き続き行っていますが、進捗が図られていないというのが現状であります。町の振興作物であります小豆につきましては、現在、約140ヘクタールの大規模な面積での生産地となっておりますが、これに至るまでに10数年の年月がかかっているということは御存じのことと思います。まして山間部では圃場条件が厳しい中での作物の選定、生産になることから、簡単にはいかないことは御理解願いたいと思います。

次に、農政に関しては、平成30年度から米の直接支払い交付金の廃止、米の需給調整の行政からの配分の廃止、生産者と需要者等、これは販売業者、集荷業者、個人の相対との需要に合った米の生産に切りかわることが決定し、大きく変更になることが予想されます。今後、県段階でその方向転換に向けた協議が行われることとなります。

そこで、神河町においても、平成30年度を見据えながら、神河町地域農業再生協議会において、振興作物及び水田利用、担い手の明確化と育成、6次産業化及び地産地消の推進、環境保全型及び循環型農業の推進などの将来の方向性を示した神河町水田農業ビジョンの作成を予定しております。当然この中には中山間地域の農地で土地利用型農業に不向きな農地についての利用方法、適地適作物についても検討していきます。

このビジョンの作成に当たりましては、平成24年度から進めています人・農地プランの作成の中で、農地の利用、管理方法、担い手の将来方向等、それぞれの地域の皆様との話し合いの結果が非常に重要であります。既に作成している地域においても必要に応じて毎年地域の意向に沿って人・農地プランを見直すことを推奨しています。さらに、自分たちの農地は自分たちで守らなければ、特に条件の悪い農地は地区外の人は

守ってくれないとの考えから、地域で一体的に農地を守る意識の醸成が必要となります。人・農地プランの作成の話し合いの中で、法人化計画がある営農組織は法人化へ、任意の営農組織は広域化へ、未組織地域については営農組合の組織化へと進めていく必要があります。

一つ、越知谷地区の例を挙げますと、人・農地プランの中で、営農組織の広域化も視野に入れながら、中山間地域での土地利用を考え、一番適作であります水稻を越知谷地域5集落の各集落営農組合長さんを中心に話し合いを進め、JAさんにも協力をいただきながら、平成29年産のお米からはブランド化を図り、中山間地域の土地利用、農地の集積、集約を含めて、販路の拡大、経営の安定化を図ることを計画されています。こういった地域での話し合いのもと、農地の利用方法、地域を守る方法を考えられています。

今後の農業政策につきましては、人・農地プランの作成を進め、その中で農地の利用方法、担い手の育成等を参考とし、国、県、JA、農業者等の意見を聞きながら神河町全体の水田農業ビジョンを作成し、それに沿った支援を考えていきたいと考えています。具体的には、地域での話し合いで決定した新規導入作物に係る導入費用、農業用機械施設整備に対する支援及び新規就農者に対する支援等を検討していきたいと考えています。

また、今後、中山間地域で農地を守る上で一番のネックとなっている畦畔管理については、赤田地区で芝を播種し、その芝によって雑草を抑制し、草刈り作業の低減を図る方法を試験的に実施しています。この方法が有効で、草刈り作業が低減する場合、中山間地域直接支払い、多面的機能支払交付金などの利用を促進し、畦畔管理労力の低減を図っていきたいと考えています。

最後に、関連したことといたしまして、昨年10月からふるさと納税ポータルサイト「さとふる」に一括代行委託を開始して以来、ふるさと納税がふえてきているわけですが、その中でも神河町産の清水米や自然薯が返礼品として好評をいただいているところです。本年度は宮野区のブドウを返礼品に追加させていただいて、「さとふる」の野菜・果物・キノコカテゴリーにおいて全国注目度2位まで上昇し、大変多くの応募をいただいたところです。

今後も地域資源を活用していきながら、1次産業に元気が出るよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、三谷議員の1番目の質問の答弁とさせていただきます。

済みません。字句の訂正でございます。中山間地域で農地を守る上で一番のネックとなっている畦畔管理についてというところで、赤田地区で芝を「はんしゅ」と言ったんですが、「はしゅ」が正しいので、訂正させていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほど町長に答弁をいただいたわけですが、やっぱり山間地域におきます農業施策について、それぞれ取り組みはさ

れているんですが、なかなか進展しないというんですか、遅々として進まないものがあります。また、新たな取り組みもされているわけなんです、なかなか思うようにいかないというのはあります。町長の答弁の中にもありましたように、ここでの農業振興についてはそう簡単にはいかないということを私も十分承知をしております。と申しますのは、特に山間地域におけます農業については課題がたくさんありますよということで私は認識をしておるわけなんです。その課題と申し上げますと、これは神河町全体の農業に共通するかもしれませんが、労働力の不足というんですか、担い手の確保が難しいということですね。それから、特に農業振興地域でないところは田の整備がしてありませんから、大型機械が入らないということで、非常に作業効率が悪いということですね。それから、先ほども出てましたように、畦畔なり、その草刈りですね、それから谷川から水を引っ張ってくるような関係で、非常に労働負担が多いというようなこともあるかと思えます。それから、山間部ですので有害鳥獣の被害が大きい。特に猿、それから鹿、イノシシですね。猿については大河内エリアで特にひどいようです。それから、どうしても山間部ですので日照の関係などもあると思うんですが、全体的に生産性が低い。特に水稲や小麦、それから小豆、これについては生産性の低さが特に目立ちます。それから、どうしても高齢化の中で、農地の利用増進を図ろうとしてもやっぱり受け手がないという分ですね。私はこのようなことが山間部での特筆すべき課題かなと思うんですが、これ以外に地域振興課長のほうでこういう課題がありますというのがあるようであれば、またお願いをしたいと思えます。また、私の今課題として捉えている点について見解の違いがあれば、その点もお願いしたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。三谷議員さん御指摘のとおり、山間地域の問題点というものは、労働力不足から始まり、有害鳥獣、全てにおいて、今、問題提起されたとおりでございます。

その中で、やはり山間地域を守っていくということになりますと、今のところほんまにどうすればいいかという問題解決に向けての具体的なものは実際ございませんけども、まずは地域の方々、町長の答弁にもありまして、地域の方々が今の現状をよく知っていただき、人・農地プランの作成の際、まずは地域の方が話し合い、問題解決に向けての取り組み等々を考えていくというのが基本でございますので、その中でこういういろんな問題点についても話し合いながら考えていく必要があるのではないかなと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。確かにそのとおりだと思います。今の農地は、国の政策というんですか、農業の採算性という面から考えますと、山間部の農地についてはそれに全く適合しないという中で、今の施策には乗りにくいという認識がそれぞれの地域の皆さん方にもあると思うんです。その中でやっぱり地域の人

については自分たちの農地は自分たちで守っていかなければならないのになとは思っておられるんですが、じゃあ具体的にどうしたらいいのかというのがわからないというところが一つの今の現状だと思います。

その中で、一つは、労働力が不足しているという中では、これは人口が減っているという要素の一つ大きくあるんですね。となれば、一つの集落じゃなくして、先ほど越知谷地区ですか、あのような話が出ていましたが、やっぱり一つの集落じゃなくして複数の集落の中で労働力を補い合うというような方向性があります。越知谷地区でそのような例も出ておりますが、その辺に対して、このような取り組みを神河町全体で広げていくというような考え方についてはどのように思われるかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。越知谷地区で今、5集落の方々と話し合いをしていただき、前向きな考えをされております。ほかにも長谷地区、赤田を中心に、そういう営農組織まではいなくても、機械組合というような組織をつくって、全体で農地を守っていかなれないかということも協議されております。確かに一つの集落で守れたらいいんですけども、人手不足、今の若い方がおられないというような問題がありますので、複数の集落の方々と協議していきながら農地を守っていくことの話し合いも大事なかなと思っております。今の現状では、長谷地区を中心に危機感を持って対処されているということを御報告申し上げます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。確かにそういう形の中で、複数の集落で取り組んでいくという動きが出てこようかと思えます。しかしながら、今の神河町全体の人・農地プランの策定状況、全集落分は策定されていないので、そういう未策定の地域の取り組みをどうするのかということと、もう一つは、機械利用組合ですか、という話が出ましたので、当然機械化をしていかなければならないんですが、これはまた国の施策を見ますとね、採算性というんですか、大きな地域での機械の導入に対する補助はあると、ところがそういう営農組合が法人化されていない、営農組合等生産組織がないところについてはそのような補助制度があるのかどうか。また、同じようなところでも、田んぼが狭隘なものですから、同じ機械にしても大型機械と小さい田んぼでもできる機械が要るということで、機械の導入についてもやはりこういう山間部については投資を多くしなければならぬという状況がありますので、このような現状を踏まえる中で、どのように考えておられるのかを1点お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。現在、人・農地プランの作成状況につきましては、10地区で16集落のほうで作成を終わっております。28年、29年に向けましては、7集落の方々と今現在協議中でございます。特に人・農地プランにつきましては、多面的機能の交付金が今現在支払われておるんですけども、

平成30年度までにこの人・農地プランを基本とした地域資源保全管理構想というものを立てなければ補助金をさかのぼって返還というようなことも言われております。そのためにもやはり人・農地プランというものは大事でありますし、まず地域でのコミュニケーションをとることにより、ひょっとしたら担い手の再発見に至るのではないかなと、そしてそれが耕作放棄地の未然防止になるのではないかなというようなことも考えられますので、この人・農地プランを立てていただきたいということがまず1点でございます。

それと、機械化の関係でございます。確かに国の補助をいただくということになれば、それなりの農地を集積して大々的に大きな農地を管理していきますので、大型化の機械というのが基本でございます。その中で、今思っているのは、そういう小さな山間部の農地については、本当に小さなトラクターしか入れないというような農地もございまして、そういうときには地域の農家の方々の御協力を得ながら機械の確保等をしていながら、機械化組合として農地全体を守っていけるというような組織づくりが大事ではないかなと考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。確かに人・農地プランが一つの基本になってこようかと思うんですが、これも今まででしたら、経営協力金いうんですかね、3反以上でしたら30万円出ていたのが、28年度になると一気に10万円まで下がってしまったとか、それからもう一つは、山間部の農業というか、神河町全体の分ですが、農業施策を考えるときに、平成30年度の大転換というのを一つ視野に入れておかなあかんと思うんです。その中で、一つは、先ほど町長の答弁にもありましたように、米の直接支払い制度、以前は戸別所得補償と言いよったんですかね。この分が今は1万5,000円が7,500円になり、30年度からはなくなるということです。それから、今は減反制度がありまして、ローテーションでつくってました。ですので国からの生産の数量の調整があつて、それに応じてそれぞれの各地域で米をつくっていたんですが、それが30年で撤廃されますと、自由に米をつくってもいいですよという話になります。ということは、反対に、それを逆に言いますと、採算性の悪い田んぼについては米をつくらなくなってくるんじゃないかと、私はそのように思っておるんです。ですので30年度が一つの大きな転換期になりますので、それまでに対してそれなりの方向性を見つけておかなければならないという部分がありますが、その辺の考え方についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。今、三谷議員さんのほうからありました中間管理機構の関係、県のほうに農地を預けて、その分に対して27年度につきましては30万円とかいうような高額な補償がございましたけども、28年度から非常にちょっと中身が悪くなりまして、10万円、ましてや反数の面積も非常に悪いような状況で、農家の方々に御迷惑をかけているような状況でございます。

その中で、やはり今、三谷議員さんが言われたとおり、平成30年度で農業の転換というか、もう大転換というんですかね、が待ち受けております。今の直接支払い制度の廃止についてもそうですし、減反施策も30年度で終わってしまい、農家の方が勝手に自分で好きなだけ農地で作って、そして勝手に売って、そしてもうけてくださいよというようなことになりますので、販路の確定された農家の方々だったらいいですけども、本当に販路のない方については、米をつくってどうなるのかという先が見えない農業になってしまいます。その中で、町といたしましても、町長の答弁の中にもありましてとおり、水田農業ビジョンの中で、JAの方とか農家の方々、国、県の職員の方々、そういういろんな方々から御意見をいただきながら、神河町として一体この大転換に向けて何が一番いいのかというようなことを30年度までに話し合いながら、それに対して国、県の補助がない場合、ひょっとしたら町のほうで補助のほうも整備しなければならないかもしれません。そういうような本当に農業を守っていくには非常に大変なことにはなるんですけども、それを一つ一つそういう会議の中で問題点を拾いながら、解決していきながら、神河の農業を守っていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点教えてもらいたい部分がありますので、お願いしたいと思います。人・農地プランを策定する中で、中間管理機構について、耕作をお願いするという形がとれようかと思うんですが、今の状況で見ますと、こういう山間地の田畑については受け手がないんじゃないかなと思うんですが、そういう場合はやっぱりもう遊休地というんですか、耕作放棄地にならざるを得ないのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かに今、いろんな意味で、営農組合等の組織化された方、それと認定農業者の方によりまして、中間管理機構を通じまして農地の集約をされております。その中で、やはり採算の低い農地につきましては、耕作が現状としてはしにくいというんですか、持っていただけないというのが現状かと思えます。となれば、ほんなら耕作放棄地、いずれはそういうようなものになってしまうのかということになるんですけども、そういうことも踏まえながら、いろんなそういう関係機関とも協議していきながら、そういうことにならないように考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。確かに私もそういう中で、採算性を考えれば、山間地域の農業についてはどうしても耕作をしてもらえないという状況にあるかと思えます。そういう背景がある中で、一方、これも教えてもらいたい部分なんですけども、耕作放棄地については、29年度から固定資産税を1.8倍にしますよというような話も聞くんですが、この辺について、税務課長に聞いたらいいのかな、もしわ

かられたらお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 税務課長、いけますか。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。昨年の税制改正の中で、そういった動きがあるように、大まかなといいますか、説明等は聞いておるようでございまして、今まで、どういうんですか、そういった農地については特例を設けておったわけですけれども、その特例を撤廃するという、そういった流れのように聞いておると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。今、労働力の確保なり、それから機械化の問題で、それぞれ方向性というんですか、答弁をいただいたわけですが、次に、一つの課題にあります農作業の重労働の部分、赤田地区でですか、センチピードという芝を植えて草刈りの労力を軽減しようという話がありました。これについてはまだ実験中というような形の中で、これが進めばいいなというふうに思います。

それからもう1点は、労働力の軽減ということの中で、これは前回は質問を申し上げましたが、谷川の水なんかを使っているところについては、水が豊富にありませんので、水の管理が非常に難しいんですね。そういう中で、あぜのコンクリート化、これによって水もちがよくなるというようなこともあるんですが、この辺の山間部の農地についてのコンクリート化についての町独自の助成制度というのは考えられるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。谷川の水の確保ということになってこようかと思えます。まず一つは、大きな工事になりますと、建設課のほうで土地改良の関係の補助事業、2分の1ですけども、その事業がございますので、そちらのほうをお願いしたいということと、小さな補修につきましては、多面的機能の交付金などを使っていただいて、補修をしていただくということも一つの手ではないかなと考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。確かに私が言った田んぼのあぜのコンクリート化については、個人の所有している田んぼでございますので、多面的機能の交付金についてはなかなか理解が得にくいかなという部分がありますので、そういう分については、当然あぜのコンクリート化についてはやっぱり労力が相当軽減されますので、この辺の制度については今後の山間部で農業施策を考えていく中で検討してもらいたいという項目なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。山間部ならずとも、平地のところでもやはりあぜの部分がどうしても年々土の量が減ってきて、あぜの管理

というものは難しくなっております。その中で、個人で今、費用を出してコンクリートをされ、あぜの補完をされておられる方もおりますけども、これを山間部の地域についてということになりますと、今、回答はちょっと避けさせていただきたいと思っておりますけども、ただ、そういうような現状として、農地を守っていくことの中でこのような状況もあるということをしかりと受けとめながら、今後に結びつけたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。次に、課題として、これは神河町全体に共通しようかと思うんですが、有害鳥獣の対策ですね。それぞれ今、猟友会等で御協力を願って駆除等をしてもらっております。その中で、最近の傾向として、猿の出没する区域が、今まで新野地区には出てなかったんですが、この前の猿情報を見ますと初めて西脇のほうに出ましたというようなこともあります。それもやはり一つは猿の数がふえたという部分もありましょうし、山間地域での田畑に作物をつくらなかったのも、食べ物が山間部でなくなったので南部のほうへ出てきたんじゃないかなという、これはあくまで私の推測でございますが、その辺についても、猿の駆除、あと当然ことしは特にイノシシの被害も大きゅうございました。その中で、猟友会との連携の中で、有害鳥獣の被害を防止していただくというような施策というんですか、考え方があったらお願いしたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。猿の南下というんですか、特に猿はその群れから若い雄は、分裂というんですか、四、五匹で群れを離れて外へ出ていくという、そういう習性がございます。その中で新野のほうへ出たのかもしれないし、以前には姫路城のほうへ出たということも聞いております。その中で、やっぱり食べ物がいないからだんだんだんだん下のほうへおりてくるということも考えられます。特に猿については、非常に賢い動物でございますので、これの被害の防止についても、今も猟友会を通じながら、今は出たときには威嚇射撃をする。それから、捕獲した場合は2万円の報賞金を出すとか、いろんな意味で猿被害の対策については長年猟友会のお世話になっております。イノシシの被害も同じでございますが、現在のところ、おりを設置して、その都度捕獲というものも部分的にはしておりますけれども、やはり集団で動く猿に対しては地道に、発信機を取りつけた猿の動向を見ながら、その都度猿巡視員の方に見ていただいて、その被害がないようにパトロールをしていただくというのが、今のところ現状はそのような取り組みしかございません。有害鳥獣によりまして農家の方の士気が下がってしまうと、農産物をつくっても食べられてしまうというのが山間部の農地の方々の悲鳴として聞いております。本当に大変ではございますが、その点、全面的に猟友会の御協力をいただきながら対処していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。今の有害鳥獣の駆除については猟友会にお願いするしかございませんので、特にその辺は機会があるごとに猟友会のほうにお願いをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、これも先ほど言いました課題の一つであります。生産性が低いという分ですね。特に神河町の作物の中心になってます水稲なり、それから小麦、それから小豆については、やっぱり山間部では気象条件の中でつくられないという分の中で、ならば山間部で合う作物ということで、前回の中ではサンショウとか、それから自然薯、ドクダミ等の生産をしているんだというような話を聞きました。これも先ほど町長の答弁の中では、一つの成果というんですか、それが上がっていないという部分がありましたが、この辺の部分について、当然、適地適材というんですか、そのようなものを考えていかなければならないんですが、その辺の取り組みについて何かあれば、新しい取り組みがあれば教えてもらいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。新田のほうではクレソンの栽培もされているということもちょっと聞きました。やはり山間部のほうでも適材適所というんですか、そういう農作物は、適したものは絶対あると思います。その一例でございますけども、私も特産担当を昔しておったときにも、サワサビを黒地の畑で栽培するというのも考えました。ところが夏場の温度が26度以上になるとワサビは消滅してしまうということもありますので、気温の低いところであれば、サワサビを畑で栽培するというのもできるかと思ひます。ワサビの場合は鹿が天敵でございますので、柵の設置というものも必要になってくるかと思ひます。そういうことで、専門家の方の意見を聞きながら、山間地域に合った作物はないかということも考えていきたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。自分たちの農地は自分たちで守らなければならないという方もおられますので、その方については、先ほどの適地適作というんですか、そのような作物を探し出して、つくりたいという希望は、努力をされる方はあると思ひます。しかしながら、先ほど言いましたように、猿の被害等については、なかなかその分について取り組めないというのが一つの現状にありますのと、もう一つは、つくった作物をどう流通できるというんですか、その販路まではやっぱり自分らでなかなか考えられないんですね。その辺についてはひとつ、適地適作の推奨される場合、あわせて販路までの分を示唆するというんですか、そういう形の中での取り組みをお願いしたいと思ひますが、その辺についてはどのようなようでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。次の三谷議員さんの御質問とかぶってしまうかもしれませんが、アグリイノベーションの関係で、そういう有機の肥料を使った農作物ということも考えております。その中で、そういう肥料を使いながら、山間部に適した農作物をつくり、そしてそれにあわせて販売していくルートというものも確保されていると聞いておりますので、そちらのほうとタイアップしていきながら、山間部で特色のある農産物の販売というものを考えていきたいと考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。2点目の話に入ってしまうかもしれないんですが、確かにそういう形の中で、神河町でつくった作物、一つはブランド化という部分もあるかと思うんですが、ブランド化という話の中で、神河町でとれた特産品と言ってもいいんですが、そのようなものが神河町のどこに行ったら買えるか、どこに行ったら食べられるかという、その辺の仕組みが全然見えてこないわけですね。確かにユズ等については神河町で売ってますが、それ以外の分、最近の自然薯だしとろろもありますが、神河町で特に大きい作物として米があるわけなんです、その米が、買うことはできると思うんですが、じゃあどこへ行ったら食べられますかという、その辺のシステムいうんですか、その辺がないんですが、その辺についてもやはりブランド化という部分も含めてそのような取り組みが必要だと思うんですが、それについてはどのように考えられますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。以前、自然薯を使って特産化できないかということで、観光協会の方々とお話を持ったこともございます。それで、この11月から2月ぐらいの限定で、各そういう食料品を扱っておられるお店屋さんに行けばどこでも食べられるようなシステムをつくれないうような協議も持ちました。その中で、自然薯の生産量とかいろんな問題点もあり、現実にはならなかったんですけども、そのように、その時期になればそのものを提供できるというようなシステム化というんですか、そういうようなものが大事なと思いますけども、関係機関と協議していきながら、神河へ行けばこのような特産品はどこでも買えますよというようなことができれば一番いいんですけども、そのようなことができるように努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私が言いたかったのは、特産物というので、そのような定義をしますが、その部分については、需要と供給のバランスがとれてないので先ほど石堂課長が言われたような話になってくると思うんです。ですので、需要がこれだけありますからこれだけ供給してくださいという形を農家に示さなければ、なかなか先ほど言いましたように、つくっても、それをどこへ持って

いったらいいのかというのがわからないために、なかなか生産に踏み切れないという部分がありますので、そういう部分の中では、需要と供給の部分をきちっと役場のほうで示していただいて、それに応じて各農家が、営農組合も含めてですけど、対応してもらえるとこの部分が一つの基本になるかと思えます。その中で、せっかく神河でつくったすばらしい作物をできたら町内で消費するシステムをつくってほしいなというふうに思うんです。

これは以前も言いましたんですが、私が下呂温泉に行ったときに、あれは多分つや姫という名前の米でした。下呂温泉の地域でとれる特産の米らしいんですが、それは旅館で出ました。そして旅館の売店でそのつや姫が売ってとんですね。そこで仲居さんが御飯を炊くときに、これは下呂温泉地域の特産の米ですよ、おいしいでしょう、帰りには売店で買ってくださいなという話がありましたのでね、そういう仕組みですね。神河町にもおいしい米がありますので、そういうのを神河町の飲食店も含めた中でそういうシステムをとることによって一つの特産品化というのができていくんじゃないかと思うんですが、この辺の考え方についてはどう思われるでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かに三谷議員さん言われるとおりだと思います。農産物ですので取引価格等の調整も必要かと思えます。その中で、需要と供給に合わせて作物をつくり、提供し、地元で消費していただく。そしてその中で来られた観光客の方に買っていただいて神河町のPRをしていくというのは、まさに私もそのように考えております。そのようなことができるように今後努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下です。三谷さんの御質問の回答になるかどうかわかりませんが、観光面でも非常にその部分については意識しながらやっています。例えば17日、18日、19日、大阪のせんちゅうパルで観光物産展のほうに行っていました。そこには山田営農さんのお米とか、それからとれたての野菜を販売して、やはり野菜は飛ぶように売れました。それから米粉焼きのほうもある程度売ってまいりました。それから、カーミン焼きも婦人部の方に行っていました。その他、観光協会の物産も売ってきました。そんな中で、過去に、今もあるんですけれども、業界の方から一応申し出はあります。例えば安定的にキャベツをたくさん入れられないかとか、それから前もありましたユズの件もあります。ただ、受け入れ体制がなかなかできないという、安定的に、例えばキャベツはもし入れるとすごい量のキャベツを入れなければなりません。それでいきますと、私のほうで露地栽培はだめですかと聞きますと、露地はだめだという格好で、ビニールハウスの的なものが必要かなというところ辺で、観光といろんな町内産の特産物をぜひ結びつけたいなという努力は各キャンペーンでやっています。ある程度の明るい兆しもあるんですけれども、

ただ、例えば今度、受け入れ体制がどうかという、その接合点が非常に難しく、課題かな。ただ、積極的に取り組んでおられる方もいらっしゃいますので、例えばブドウなんかも今後もぜひいろんなところでPRしていきたいなと思いますし、やる気のある方につきましては、もう積極的に応援していきたいなというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この農業施策に係ります特産物という点でいいますと、昨年からインターネットを利用したふるさと納税でございまして、昨年から米を返礼品としてインターネットのほうに掲示をいたしながら、ふるさと納税がふえてきたというところで、そういう部分でいいますと、米が非常に評判が高いという中で、ことし8月に各営農組合の方を集めていただきまして、今後、9月以降の新米に向けて、それぞれの神河町でとれたおいしいお米を営農組合の中から出してほしいということで、ことし5月以降、ちょっと不足を生じたということの中で、通年を通して神河町のおいしいお米をふるさと納税の返礼品として出させていただきたいというようなこともお願いしておりますので、そういうところから見ると、全国的に農産物、新鮮なお米を初めとして、農産物が各自治体から出ておりますので、そういう点からいいますと、非常につくられる生産者の方は意欲を持ってつくられるのではないかなと、このように思います。そしてことし限定ではありますけども、宮野のブドウを入れたところ、大変好評でございました。そういうこともありますので、期間限定、あるいは通年を通した、そういう部分も活用していただきながら、農作物のブランド化というのを進めていただければなと、このように思います。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私が最初言いたかったのはその点なんです。需要が、そういうのが決まれば、例えば、今、米の話が出ましたが、ふるさと納税で米が非常に人気があって、神河町全体で米が足りませんよという話になれば、今心配している山間地域でも米をつくるというような動きになってきますので、農業を考える場合にやっぱり需要という部分から入っていくというのも一つの方策ではないかなというように思っていますので、その部分についてはそういう需要と供給の部分を努力をしてもらいたいなと思います。

それから、もう1点、先ほど農地の観光という面での話がありましたが、以前ですが、転作作物の中にレンゲとかコスモス、このようなものもありました。景観作物という形でありました。それも助成金がなくなる中で、ほとんど町内ではもう見られなくなったんですが、こういう遊休農地等を利用する中で、観光面でのこのような従来の景観作物の助成制度、それを町独自で復活するのも一つの考え方じゃないかなと思うんですが、この辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かにレンゲ畑が一

面にあるというのを見ますと、本当に心が安らかになるということもあります。いろいろな意味で前向きに検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。時間がなくなってきましたので、2点目のほうに、質問に行きたいと思います。

先ほどそれぞれ話の中で、アグリイノベーション絡みの話も出てきましたが、2点目は、現在、地方創生交付金を活用して、アグリイノベーションに取り組んでおられます。これは牛ふんを利用した有機農法に取り組まれているんですが、このアグリイノベーションという、農業改革ということになるかと思うんですが、この取り組みの中で、山間地域での展開が図れるのかどうか、また、何か図る方法を考えておられるのであればお答えを願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、三谷議員の2番目の御質問にお答えいたします。

神河町の農業は、水稻、小麦、大豆、小豆を中心とした土地利用型農業を展開してまいりましたが、米価の下落やTPPの開始などを考えますと、より一層の農業生産性の向上や農家所得の向上を図っていかねばいけません。そのために、このたび国内でもトップクラスの肥育牧場の誘致と、この牧場の技術力で生み出されるすぐれた完熟堆肥を農地に投入、循環させることで土づくりを行って、抗酸化力にすぐれた健康野菜、付加価値の高い野菜を生産することを目的に、アグリイノベーション事業を始めたところでございます。

現在、健康によいとされるショウガやニンニクを初め、リコピンやカロテンを通常よりも多く含むニンジンの栽培などを地域の営農組織や農家と一緒に始めているところで、栽培の基本は堆肥を使った土づくりとしていることから、現在、牧場の誘致に向けて、関係区の御理解のもと、調査を進めているところですが、今後さらに推進していきたいと考えています。

さて、アグリイノベーション神河ですが、町内での仕事づくりの一環として、既存の営農組織や農家に加え、UJIターンの就農意欲のある若者の受け入れ組織としての側面も持って立ち上げたものであります。そのため、この組織は稼ぐ力をつけなければなりません。まずは組織経営の安定も図らなければならないことから、しばらくは効率的に利用できる平地部分の農地を中心に、付加価値の高い健康野菜をハウスなどの施設栽培にも取り組みながら実施していく予定としておりますので、御理解いただければと思います。

現在は、アグリイノベーションの直営農地としては、神崎高校裏の約3町歩の畑地造成地のうち、畑地生産組合が約2町歩を管理されておりますが、組合管理の土地が耕作放棄地となりかけていることから、地元の御理解と御協力のもと、栽培地として活用を始めているところです。

アグリイノベーションでは、神河町に適した収益性の高い農産物を発掘することを目的としており、アドバイザー等からもさまざまな提示もいただいているところでございます。水の問題や有害獣被害などの問題もございしますが、今後、山間部における栽培品目の発掘もできればというふうに考えているところでございます。

1点目の質問にもございましたが、神河町は202平方キロの広い面積を有しておりますけれども、農地はどれだけの面積を有しているか、本当に少ない面積でございます。そう考えますと、その限られた農地面積の中で稼ぐ農業をしていくことを考えたときに、やはり生産性を高めていく、そのことと、もう一つは、付加価値の高い農業をどう展開していくか、そして通年通じた生産できる農業をいかにつくっていくかというところが神河町にとっての重要な課題であるというふうに考えております。その中で、稼ぐ農業、そして国土保全という立場での農業、2つの側面からこれからの農業展開をしていかなければいけないということでもあります。農業をしたくても高齢化がどんどん進んで担い手がない。そうなれば当然空き家も発生してくるわけでございますので、そこに田舎暮らしをもっともっと推進していきながら、国土保全、そしてまた自給自足としての農業というものも視野に入れて取り組んでいきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほど町長言われますように、今の農業は、収益性というんですか、採算性を求めるというんですか、この表現でいいますと稼ぐ力をつけなければならない。これが農業の一つの基本だということはよくわかってます。しかしながら、一方では、その条件に合わない土地については、やっぱりそのままほっておくわけにはいきませんので、それを何とか考えていかなければならないと思います。先ほどアグリイノベーションでの取り組みの中でありました。アグリイノベーションについてもやはり稼ぐ力という部分が中心になってますので、なかなか山間地域での取り組みについては難しいというのは十分理解はできるわけなんですけど、しかし、一方では、どうしても山間部の農地を荒廃させるわけにはいきませんので、一つは、そのネックとなっている販路というんですか、需要先ですね、がこのアグリイノベーションの中でできるんじゃないかなという話がありました。そして今現在、ショウガとかニンニクをつくっておられますので、これについては比較的有害鳥獣の被害も少ない作物かなと思いますので、これについても今後考えていくという回答でございましたが、これについても早急というんですか、できるだけ早い機会に取り組むというような方法についての考え方があるかないかのお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ただいまアグリイノベーションで取り組んでおりますのは、あくまでも試験的な取り組みという部分が強うございます。先ほどもありましたようなニンニク、ショウガ等々に

ついても、堆肥を投入して、やはりすばらしいものができたといったようなことを皆さんに確認をしていただいた上で、産地化を目指して広がっていけばというふうに考えております。アグリノベーションのアドバイザーのほうからもいろんな作物の提示等もいただいておりますが、それが先ほど来から出ておりますような有害鳥獣、あるいは水、そういった部分をうまくクリアできるか、そういった部分も含めてアグリノベーションの中で取り組みを強化をしながら作物検討をして、それが全町域に広がればというふうに考えておりますので、今後もそのあたりを引き続き検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ひと・まち・みらい課長が答弁をいたしましたので、私が言おうとしていたところは、大体のところは発言してくれたところであります。アグリノベーションで一番強調しておきたいのは、既に出口の問題としてはクリアしているということでもあります。出荷先が決まったということは非常に大きいなというふうに思っております。できたものをすぐ出荷できるという、そこから、今は試験的ということですが、まずは成果としてやっぱり結果を残していこうというところでもあります。そこができれば一気に私は前進するというふうに思っているところでございます。

そして中山間地域の農業、水稻栽培につきましても、ふるさと納税において、神河町産米、お米が非常に不足したということから考えれば、実は山間部の農家においては保有米として当然昨年度生産米は保有しているわけでございまして、そういった農家にも直接話をする中で幾らかの確保もできてくるのかなと、そういうことが毎年あるとすれば、また山間部の営農組合がないような、そういった山間部においても農業意欲が出てくるだろうというふうに思っております。そう考えれば、情報発信というものも非常に重要になってくる。そしてインターネット販売というものももっともっと活用することで、需要が形として見えてくるということだと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。時間がありませんが、やはり山間地域の農地を守っていかなければなりませんので、今言いました観光も含めて、やっぱりありとあらゆる面での施策を施してもらおう中で、農地を守っていただきたいと思っております。

これで、答弁は結構ですので、私のほうの一般質問を終わっていきたく思います。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で三谷克巳議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、8番、松山陽子議員を指名いたします。

なお、若干昼12時以降に入るかもわかりませんが、御了承願います。

また、テレビ放映のほうは引き続き延長して放送していただきますので、これも御了

承願います。

松山陽子議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

このたびの質問につきましては、障害者及び障害児の一貫した支援についてです。

現在、神河町の障害児についての支援体制は、乳幼児からの健診、相談事業、保育園等での受け入れ、そして小学校から中学校卒業までは特別支援学級での教育の実施、また、ケアステーションかんざきにおいての就学前児、それから小・中学生を対象とした小児療育事業の実施など、近隣の町と比べても充実していると思います。

しかし、中学校卒業については、当事者及び保護者にとって不安なことが多く、それに対する支援や早期の取り組みが望まれるところです。

そこで、次の3つの具体的課題についての考えや取り組みについてお伺いしたいと思います。一項目ずつお伺いしたいと思います。

まず、1つ目の課題は、中学校卒業後の進路について、普通高校への入学が難しいレベルであるのに、特別支援学校高等部においては障害のレベルが一定以上重くないと受け入れてもらえないという状況から、そのはざまで行き場のない生徒ができています。この件について、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えいたします。

今回御質問いただいております障害福祉に関しまして、特別支援学校等への進路については全国的な課題となっております。また、就労支援に係る課題についても、当町だけではなく、全国的に人口規模の小さい自治体の共通の課題であるというふうに私も思っております。

現状及び今後の見通しにつきまして、詳しく教育課長のほうから現状も踏まえて答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 現状説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。1つ目の御質問の中学卒業後の進路について、普通高等学校への入学が難しいのに支援学校高等部においては障害のレベルが一定以上高くないと受け入れてもらえないという現状から、そのはざまで行き場のない生徒ができていますという御質問ですが、一般的に特別支援学校高等部へ進学するにつきましては、療育手帳または障害者手帳の所持、もしくは地域の中学校の特別支援学級に在籍していることのいずれかが要件となります。こういう中で、これまで兵庫県では、知的障害がなくても自閉症など発達障害の判断があれば、一番軽度の療育手帳が交付されまして、特別支援学校へ入学することができるという状況です。

特に神河町におきましては、学校の特別支援学級担任、また特別支援教育コーディネ

ーター、また、先ほどからもありますケアステーションかんざきの各専門職員、母子保健担当保健師、教育委員会事務局などにより構成されました要支援児童就学サポート連絡会議等を開催するとともに、個々のサポートファイル、支援計画をつくって、高校につながるように情報の共有を図りながら、小さなときからそれぞれの課題を持った生徒にかかわっているところでございます。それによりまして、神河町の児童・生徒は、ケアステーションかんざきの指導者や要支援児童就学サポート連絡会議の関係者のほか、いろいろな方々に見守られる中で、きめ細やかな指導や対応を受けているというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、健康福祉課長。（「議長、済みません。1項目ずつ質問させていただきます」と呼ぶ者あり）わかりました。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 先ほどの答弁では、特別支援学校への入学等の支援をしておられるようですけれども、障害もいろいろありまして、知的障害、それから身体障害、それから発達障害という形で、特に発達障害の方にとってはもうさまざまな障害内容ということで、例えば勉強とか、そういったことについては全然問題なくでき、ただ、どういうんですか、こだわりが強いとか、それから注意力がちょっと乏しいとか、そういったことでの生活のしづらさとか協調性を持つことが難しいとかいうことで、障害という形で認定されている生徒さんもいらっしゃると思うんですね。そういった発達障害を持っておられる方にとっては、特別支援学校での居場所というか、生活しづらいというような状況が出てくるのではないかと思ったりするんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。今の件ですが、全ての児童・生徒について、やはり多かれ少なかれ高校進学等については何らかの課題があるという状況の中で、特に、今、松山議員さんがおっしゃられた発達障害を持つ児童については、そこが大きなところだというふうに感じております。

そういう中で、先ほどからもありますように、神河町におきましては、小さなころから連携をとりながら、子供たちが高校進学、またその後の就労に向けて、どのように取り組むのが一番いいのかということを考えながら取り組んでおるところです。特に発達障害の子供さんにつきましては、特別支援課、また一般高校への入学等の選択と同時に、どこが適しているのか、全日制であったり定時制、通信制などの専門的な高校であったりフリースクール等も検討の中に入れながら取り組んでおりますが、最終的には本人や保護者の意向というものが尊重される中で、現在はほぼ100%の子供たちが、十分に満足しているとは言えないかもしれませんが、ほぼ満足した状態で高校進学に取り組んでいるというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） それぞれの親御さんと御本人さんとで発達障害の方にとっては特に居場所を探されるということだと思えますけれども、多分町内の方ではないと思えますけれども、市川高校のほうへ入っておられて、どういう障害かわかりませんが、障害を持っておられるということで、その支援体制について、先生方が今勉強されている状況にあるとかいうふうなことも聞きました。できれば地元に近い学校、それが私立であったり公立であってもいいかと思えますけれども、そういった発達障害なり、支援学校へ行くレベルでもないし、自分の希望としては普通校へ行きたいとかいうお子さんの選択肢として、そういった近い普通校での受け入れ体制というのをつくってあげれば、その方の将来への仕事への選択も広がっていくのではないかなというふうに思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。松山議員さんがおっしゃっていることは非常によくわかる中ですが、現実には、先ほども申しましたが、特別支援の子供たちだけでなく、ほかの普通高校に行く生徒もやはり私立に行く生徒もありますし、定時制に行く生徒もありますし、近くの学校に行ける子もありますし、遠くの学校を選択しなければならないというそれぞれ課題が出てくると思います。そういう中で、できるだけ希望には沿いたいというふうには考えますが、教育委員会の力だけではなかなか難しいというのが現状かなというふうに思います。御意見として伺いして、今後取り組んでいきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。特別支援学校も知的障害を中心にした学校、また、三田特別支援学校とか、姫路特別支援学校の別所分校については、主に発達障害、IQレベルが結構高いようなお子さんが進学されているようです。三田のほうは寄宿舎というのがありまして、そこで住み込みで学習をしていくということです。ちょっと私、担当のほうにも聞いたことがあるんですが、そういう一般高校の普通科高校に行ったそういう発達障害の子供さんのことについて、いろいろと高校から特別支援学校のほうにも相談ができるようになってきているというような状況になってきていると聞きました。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今、高校に行ってらっしゃって、普通校に行かれて、支援学校のほうへの相談もあるということについては、発達障害であるということが御自分がわかれたのが、高校に入られてからわかれたとか、それとも小さいときから障害であるということをごわかれた、その時期によっても学校の受け入れというか、形が違ってこようかと思えますけれども、できれば親御さんにも近い、それから支援してくださる方が近くにいるというところでの生活なり勉強ができるというのが一番望ましいことではないかなと思いますので、今後、難しい課題かとは思いますが、できれば

近いところでの受け入れ体制をとっていただけるような、1町だけではできないとするなら、神崎郡内での取り組みの中にちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと次の質問に移ります。

2番目の課題につきましては、特別支援学校高等部の卒業後の生徒さんや、また、仕事についていない障害がある方に対しての就労のための専門的支援機関、労働移行支援事業所、これは一般就労に向けての実習の受け入れや、それから作業とか訓練の指導とかされる事業所なんですけども、そういった事業所とか、障害者就業・生活支援センター、これにつきましては、仕事につかれた後の支援とか相談とかを受けられるとか、支援体制をつくっておられるところだというふうに理解しているんですが、そういった関係機関が郡内に今ない状況です。そういうことについて不安に思っておられる方がいらっしゃると思うんですけども、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の質問についてでございます。

1つ目の質問でも答弁させていただいたところでございますけども、その中で、就労支援に係る課題について、当町だけでなく、全国的に人口規模の小さい自治体においては共通の課題であるというふうに考えているところでございます。

そういうことで、現状と、そしてこれからの方向性というものにつきましては、健康福祉課長のほうから御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。先ほどの質問の②番ですけども、支援学校高等部卒業後の生徒や仕事についていない障害者の就労のための専門的支援機関、就労移行支援事業所、地域職業障害者センター等が郡内にないについてですが、就労のための就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどの専門的支援機関については、松山議員さんが言われるとおり、郡内にはありません。先ほど町長が申し上げましたとおり、当町だけではなく、全国的な人口の小規模な自治体の共通の課題であると思います。特別支援学校高等部で受ける就労アセスメント、アセスメントとは本人の適性の見きわめのことです。や就労に向けての相談については、姫路市内に10カ所ある就労移行支援事業所を利用させていただいております。就労支援移行事業など、障害者の就労に関することについては、年2回開催の障害者雇用・就業支援ネットワーク会議や年3回開催する神崎郡自立支援協議会障害児進路部会に各町健康福祉課、福祉就労事業所及び特別支援学校の関係者ととともに、先ほど言われてました職業自立センターひめじですね。この職業自立センターひめじというのが地域職業障害者支援センターのこちらにあります事業所でございます。とハローワークの担当者に委員として支援をいただいております。また、高等部卒業後、就労移行支援事業所で就労アセスメントを受けることが難しい方については、利用されている郡内の作業所へ職員を派

遣し、対応していただいたこともあります。

今後もさらに関係機関と連携を密にし、郡内で出張相談等を実施していただけないか、郡内各町と調整し、各機関に依頼していきたいと考えております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） やはり姫路のほうにはあるけれども郡内にはないという状況です。障害を持っておられる方につきましては、卒業後どこに就職するかということが大きな課題でありますから、例えば特別支援学校に行っておられる2年生のときからいろいろと悩み、それから親御さんも相談されたりしていることだと思います。その状況について、相談に乗っていただける窓口というのが今の説明のようにいろいろ段階を経てあるんですね。ただ、それが本当に親御さんとか当事者の方なりが十分に理解しておられるのかどうかということも大きな課題ではないかなと思います。支援学校等に行っておられたら学校の先生方の指導もあろうかと思えますし、その先生方からつながっていくこともあろうかと思えますけれども、一旦卒業してしまったら、どこかの仕事で仕事場について、そこでやはり仕事しづらくなったとか、やっぱり自分の居場所ではないとかいうことで、続かずにやめられるということもあったりした場合、多分その時点で学校からはもうつながりが途切れてしまうと思います。ですからその後の相談を一生懸命乗ってくださるところがどこにあるかというのが一番重要なことになってこようかと思えますので、やはり働きたいという思いを大切にしていきたいと思えますし、そういったことへの支援というのをできれば地元でしていただければ、本当にこの町に住んでよかったな、安心して暮らせるなという、障害を持って大丈夫だなというふうに思って暮らしていただけることだと思いますので、その体制づくりというのをできれば、制度的なものはいろんな事業所なりが担っておられると思えますけれども、今、神河町においてはケアステーションかんざきですかね、そこの先生方が本当に学校へ行く前の子供のときから障害を持った子供さんたちをずっと見守っておられていますので、一旦学校に入られた時期にはちょっと途切れることもあろうかと思いますが、後、仕事に行った後の生活、そういったことについての相談に乗っていただける一番頼りになるところだと思います。実際、親御さんについてもケアステーションかんざきの先生方を頼りにしておられると聞きますので、その体制を強化していただきたいというふうに思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。先ほど特別支援学校を卒業してしまった後、就労に係る相談をすることがなくなってしまうという御質問だというように解釈します。現在、そういったいろんな障害福祉サービスを使うには、例えば社会福祉協議会であるとかいろんな事業所、また香翠寮などでしております計画相談支援ということで、何曜日にもどのサービスを利用していかとか、また、どういう作業

所に行くとかいうのをずっと二月、一月、三月とかいった間隔、さまざまなんですけども、その中で計画を立てて利用しているのが実情でございます。

例えばことしの春でしたか、福崎の昔の浜屋というところにはりまっ子という食事ができるところ、また内職的な作業を行うところ、そこができました。そこは就労継続支援施設A型といいます。そこは雇用者と本人が契約をして、そこで働いて賃金をもらうというところなんです。それ以外に、同じくB型という施設がございます。神河町でしたらゆめ花館、市川でしたらゆうかり作業所、それとか福崎でしたらたかはしサポートなど、契約をしない、工賃ももっと低い事業所なんですけども、あと、ごめんなさい、それと峰の会とか、そういった事業所から、就Bから就Aのほうに何人かが移行されました。そういった内容については、今言いました計画相談支援をする方々、そういう方と職業指導されるひめじ自立センターとかハローワークとが連携をとって、移動いうんですか、能力が合ういうんですか、力のある方についてはそういった就Bから就Aに移行していくという形が整えられておりますので、今のところそう大きな問題はないかなと、私はそのように思っています。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 就労AとかBという事業所、そういったところの受け入れはあるということなんですけど、やはり定員があれば、そこには利用できないということもあろうかと思えますし、相談支援専門員ですか、そういった人は福祉的、介護的サービスを受けることでのサービス計画を立てられる方であって、就労ということについてのその人その人にとってどういう仕事に向いているかとか、そういったことについての能力を引き出させていただくとか、本当に仕事ができないと決めつけられている方もいらっしゃるけど、その人たちも訓練すればこういうふうの可能性が出てくるんだよというふうな、そういった本当に自立したい、働きたいという希望を持ってもらうように、また、持った後、支援ができるような体制づくりというのをやはりぜひとも力を入れていっていただきたいなというふうに思っていますので、姫路にあるからということで、そこからも派遣していただけるということなんですけど、やはり十分な、さあといったときに助けていただけることが、近くに先生方がいらっしゃるとか、そういった専門的な方がいらっしゃるかということとの、どういうんですか、安心感とか、そういったことも違って来るかと思えますので、先ほど言いましたケアステーションかんざきの先生方が専門的な知識を持っておられますし、子供たちをずっと見守っておられるというふうな経験もおありですので、先生方の経験が引き続きずっと生かされるような、バックアップできるような体制づくりというのをぜひとも力を入れていっていただきたいなというふうに思います。それについて、可能性はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。松山議員さんの言われるとおりにケアステーションかんざきにずっと行っていた子が、18歳になって、そ

の後どうしているかというようなこともケアステの職員の皆さんからもいろいろと気になっておられるようです。それで、最近では、ケアステーションかんざきの卒業生を対象に同窓会を開催されるということで、20名ぐらいがされたかされるという情報をこちらのほう受けております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） そしたら時間の関係もありますので、次の質問に移りたいと思います。

3番目の課題につきましては、町内で働きたい希望があっても、受け入れてもらえる作業所や一般企業等の情報が少ない、また、支援学校在学中に実習の課題があるけれども、実習を受け入れてもらえる作業所や一般企業等の情報も少ないというふうな状況があると聞いております。これについて、実際のところどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の3つ目の質問についても1点目、2点目同様に、それぞれ担当課長のほうから現状と、そして方向性について御説明させていただきたいというふうに思います。3点目については健康福祉課長のほうから御説明させていただきます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。3点目の町内で働きたい希望があっても受け入れてもらえる作業所や一般企業の情報が少ない、また、支援学校在校生に実習の課題があるが、実習を受けてもらえる作業所や一般企業の情報も少ないなどの問題についてですが、現在、健康福祉課では、神崎郡自立支援協議会障害児進路部会、ちょうどこの部会長が今、ケアステの西本所長が部会長であり、会長であります。と協力して商工会に対し情報提供や会員の皆様への協力依頼を行っています。私も3月の末に西本所長と一緒に商工会の理事会に出させていただいて、そういう就労の体験なんかのお願いもしたところでございます。神河町商工会には積極的に協力をいただいております。これまでお世話いただいた実習先以外にも障害者雇用や実習に関心のある事業所が手を挙げていただくようになっております。

身近な町内で働ける場を広げていくことが重要です。今後は、町内のトライやる・ウィーク実施事業所にもお願いをし、町内で働ける場を広げていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

町内の就労支援B型事業所や生活介護等の受け入れについては、障害児進路部会において、福祉作業所、福祉施設の施設長がメンバーとなられておられます。その方々と逐次情報交換を行っており、本人や家族の御意向や通勤手段、作業内容など、確認や調整ができています。ちなみに、これは町内に限らず、郡内を対象としています。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 作業所、それから一般企業につきましては、商工会等にも積極的に協力依頼をしているということなんですけれども、受け入れ先、特に一般企業である場合は、障害を持っておられる方が働きやすい環境づくりというものが重要になってこようかと思えます。どういう障害を持っておられるか、それからどういう手助けをすれば仕事ができるかとか、どういうことに気をつければ楽しく仕事をしていただけるかというふうな、そういったアドバイスも重要かと思うんですけれども、もし事業所が手を挙げてくださった場合、雇用してもいいよと手を挙げてくださった場合に、マッチングというんですか、そういったことを実施するに当たってのそういったアドバイスなり支援をしてくださる機関はどこになるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 基本的には職業自立センターひめじになると思えます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 長くそこで雇用していただくのに、続けばいいんですけれども、例えば3カ月ぐらいでやっぱしだめだったとか、そういったときに、何がどうだったのか、どこに原因があったかとか、そういったこともそこがフォローしてくださるのであれば、次の就職先につながってこようかと思えますけれども、いろんな体制ができていますので、有効に、また、本当に障害を持っておられる方が安心して仕事につけるような支援体制をぜひとも力を入れていていただきたいと思います。障害者雇用のことについて、障害者雇用率というんですか、何かそれぞれの事業所に何人以上の従業員を雇用している場合は何人の障害者を雇用すべきというふうな障害者枠があるかと思うんですけれども、神河町、この役場については何人の雇用の枠があって、それを満たしておられるのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。障害者雇用の法定雇用率というお尋ねだと思います。役場につきましては、地方公共団体ということで、法定雇用率が2.3%ということで定められております。ぎりぎりというところではございますが、何とか法定雇用率をクリアしているというところではございます。ただ、民間企業等につきましては、どういった状況かということは、私のほうで把握はしておりませんが、公共団体においては法定雇用率が達成をされない場合は、マスコミ等に、新聞紙上等によって公表される。民間等につきましては、最高100万円の罰則規定があるといったようなことでお聞きはしておりますけれども、いずれにしましても、障害者の皆様方につきましては、何らかの形で障害をお持ちであるということでありまして、体調的な不安定さであったり、いろんな面で配慮が必要になってくるということも含めまして、その人数的な部分につきましては、採用の期間は設けてはおるんですけれども、御本人の諸事情によってその雇用が早く終了するといったようなこともございまして、早

目早目に雇用を確保していくといったことが、今後、行政の立場としても必要であるかなというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 2.5%、ぎりぎりの雇用……（「2.3%」と呼ぶ者あり）2.3%。済みません。2.3%の雇用であるということの御回答でしたけれども、それは一体何人なのか。それと、これは個人情報ですので、具体的にはいいかと思うんですが、知的障害の方がいらっしゃるのか、それとも身体的な障害を持った方だけなのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。人数的な部分については、手元にちょっと資料を持ち得ておりませんので、御容赦をいただければというふうに思います。

それから、種別につきましては、身体障害の方、そして手帳等でいいますと知的、精神というような形で恐らく3種類に分かれていたかというふうに思いますけれども、身体障害のみという形で雇用している実態ではございません。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 安心して暮らせる町、できれば神河町で生まれて育って最後までというふうなことを推奨していただきたいと思うんですけれども、そうなるかと、やはり一般企業も、小さな事業所はなかなか障害者雇用というのが大変な場合もあろうかと思っておりますけれども、そう言いながらも努力して受け入れましようと言ってくれる事業所もあろうかと思っております。それから、そういった受け入れにつきましては、やはり受け入れる側の環境整備というんですか、それから指導する方がいらっしゃるかどうか、理解して寄り添ってくださる方がいらっしゃるかどうか、そういったことも大きな要因になるかと思っておりますし、また、事業所なり受け入れるところの大きな課題でもあろうかと思っておりますが、できるだけ行政、役場においては、ぎりぎりというよりは、積極的に雇用をしていただくような形をとっていただきたいというふうに望みます。

それともう一つは、一般企業に就労されるということもあるんですけども、それがなかなかやはり理解していただけなかったり、働きづらかったりという場合もあります。そういった方々の一番安心して仕事ができるということが就労継続支援A型の事業所ということになろうかと思っております。今、大中課長が言われましたように、神崎郡内には福崎町にありますはりまっ子、1つだけだと思います。そこがもう定員オーバーしているのかどうかはわかりませんが、就労支援のA型、雇用という体制をとっていただければ、皆さん安心して仕事に行けるというように思います。そこでいろいろ自分のできる可能性を見出させていただいて、一般の企業のほうへ派遣というふうな形をとられることも可能かと思っておりますので、そういった就労Aの事業所の整備ということもまたぜひとも検討課題

に入れていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。今現在、神崎郡自立支援協議会の中でニーズ調査をしております。その中でこういったニーズが出てくるかということにあわせて、神崎郡内で、人口の少ないところですので、共同で考えていくということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど障害者雇用の積極的な雇用をとということで御発言もいただいたところです。先ほども少し答弁といたしますか、御説明させていただきまされたけれども、障害者の離職率というものもかなり高いというようなところでもございまして、各自治体、そしてまた各企業とも積極的に採用を今後していきたいという思いは持っておろうかというふうに思っております。私ども、全ての職員含めまして、働きやすい環境、そしてモチベーションの上がる職場づくりということで、今後とも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き御支援をどうぞよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ぜひともそういった受け入れ体制をとっていただきたいというふうに思います。

それで、これは私のふとしたことから考えたことではありますので、これが可能かどうかというのをまた御検討いただきたいと思うんですが、今現在、シルバー人材センターの方が、60歳ですか、そういった年齢に達しておられて、それぞれのいろんな経験を持たれてシルバー人材センターに登録されておられるかと思えます。そういった方の指導力をおかりして、障害を持った方に寄り添っていただいての仕事をさせていただくとか、指導していただくというような体制ができれば、例えば草刈りとか、外での作業も一緒にしていただけるのではないかと、できるのではないかとというふうに思ったりしますし、パソコンとか、そういった操作もありますし、それとかお店で働くに当たってのいろんな作業なりマナーなり、そういったことも一時期一緒に寄り添っていただくというふうなことであれば、安心して仕事につける、そしてまたそれを重ねていくうちに自分も自信が持てるというふうな形での就労につながるのではないかなというふうに思うんですけれども、シルバー人材センターとの協力体制をつくっていただくというか、ドッキングということは可能と思われるかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。シルバー人材センターは私ども健康福祉課で所管しております。現在、神崎郡で1つありまして、市川の瀬加中学校の跡地にことしの4月に移動したところです。ただ、シルバー人材センターもいろいろと縛りがありまして、法律とか法令、また危険作業なんかも伴うことがありま

すので、シルバー人材センターの中でそういう障害を持った方、精神障害の場合だったらそういう大丈夫な部分はあるかもしれませんが、知的障害のある方の雇用なんかは若干どうなのかなということで、とりあえずシルバー人材センターの事務局長のほうに問い合わせを試みて、障害者の雇用ができるかどうかというところから調べたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 障害者の雇用ができるかどうかということも一つですし、それから、障害者に対して寄り添った仕事ということがシルバー人材センターの中でのメニューに入れていただけるかということも、またそれも御検討いただきたいと思います。いろんな形で自信が持てて、楽しく仕事ができる環境をつくるのにはどういう方法があるかなというのはいろいろあるかと思いますが、できないのではなくて、できる方法をいろいろと探っていただいて、障害者の就労支援というのをバックアップしていただきたいと思います。私の質問に対して何か一言でも御意見ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 特に、課長、ございませんか。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。本当に貴重な御意見ありがとうございます。以前にも障害者雇用という部分でいいますと、身体に限らず、それ以外の障害をお持ちの方を対象に、体験的な部分も多かったんですけども、取り組んだこともございます。そういう意味からいいますと、やはりいずれの職場で受け入れをしようとしたとしても、その受け入れ体制がしっかりと整っているかどうか、そしてまた、それぞれの方々に合った仕事が、実は分散といいますか、仕事を見つけることができるかどうか、そういった目で私たちが仕事を見ていくことができるかどうかといったことがやっぱり大きいかなというふうに思っております。引き続き、先ほども申し上げましたように、職場全体でモチベーションが上がって、そして働きやすい環境づくりとともに、障害者の方々にもさらに門戸が広がるように、私たちとしましても当然法定雇用率という部分の一つの大きな縛りといいますか、そういった中でもありますし、その部分については大きくクリアをし続けられるように取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、引き続き御指導のほどをよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 積極的に取り組んでいただけるような御回答だったかと思えます。今までは障害を持っておられる方につきましては、まずは仕事はできないから施設というふうな、自分にとっての選択肢がなかったかと思えます。もしくは施設ではなくとも家の中での生活、それかもしくは作業所だけというふうな選択肢がなかった中で状況が続いていた中で、自分に何ができるか、何をしたいかというふうな希望を持って生活ができる環境をぜひともつくっていただきたいと思いますので、これからも

よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問……（「教育長」と呼ぶ者あり）済みません。教育長、一言お願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。ちょっと遅くなりましたけれども、子供たちが適した能力を發揮し、適した仕事につくということが一番大事じゃないかなと思っております。そういう点で、課長が申しましたように、小さいころからの保健師などとの連絡、ケアステーションかんざきとの連絡等を取りながら、子供たちの実態を把握するためにサポート会議を行っております。そこで教育支援委員会でいろいろ話をしたりしながらしておりますけれども、乳児から就労につくまでの期間、行政としての一貫した支援に教育委員会としては努めているところです。そういうようなところを計画的にやるためには、教育支援計画というファイルをつくりまして、それぞれのところから、小さいときから段階的に引き継いでいくという制度をとっております、その子供たちの障害とか、そういうものを理解していただくということに努めております。特に高校進学とかなったときにも、その子供たちが高校に適應できにくいという意見もありましたけれども、それに実際にうまいこと引き継げるように、連絡会、引き継ぎをしっかりと行いながら、子供たちの将来への就労とか生き方、そういうものに手助けになるように引き継いでいったりとかしながらしている。障害者理解についてしっかりとやっていって、そしてその子供たちが生き生きとした生活ができるように努めているところです。ちょっとつけ足しで補いました。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） それでは、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、台風16号が最も今接近しているというふうな情報でございます。水防指令が、第1号が発令される予定になっておりますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、9月28日午前9時再開といたします。

災害には十分気をつけていただきますようお願いいたします。

本日はこれで延会いたします。宮永議員の一般質問は28日にさせていただきます。

午後0時06分延会
